○悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定

平成24年3月30日 告 示 第 33 号

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定に基づき、 工場その他の事業場(以下「事業場」という。)における事業活動に伴って発生する悪 臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をい う。以下同じ。)の排出(漏出を含む。以下同じ。)を規制する地域を指定し、及び法 第4条第2項の規定に基づき臭気指数の基準を定め、平成24年4月1日から施行す る。

(悪臭原因物の排出を規制する地域の指定)

1 法第3条に規定する事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域 (以下「規制地域」という。)は、東海市全域とし、その区域は、次のとおりとする。

規制地域の区分	規制地域の区域	
第1種地域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項	
	第1号に規定する地域	
第2種地域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項、	
	第2項又は第4項の規定により指定された区域であっ	
	て、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定め	
	られていない地域	
第3種地域	第1種地域及び第2種地域以外の地域	

(臭気指数の規制基準)

- 2 臭気指数の規制基準は、次のとおりとする。
 - (1) 法第4条第2項第1号に規定する敷地境界線における規制基準は、次のとおりとする。

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	1 2	1 5	1 8

- (2) 法第4条第2項第2号に規定する排出口における規制基準は、前号の表の規制 地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施 行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した 値とする。
- (3) 法第4条第2項第3号に規定する排出水中における規制基準は、第1号の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止

法施行規則第6条の3に定める方法により算出した値とする。